

松伏町臨時・嘱託職員の登録を受付けます

平成27年度中に松伏町臨時・嘱託職員として働きたい方の登録を受付けています。採用・選考については、業務の発生や欠員などにより募集枠が発生した際に、登録いただいた方の中から必要に応じて連絡します。

- 勤務時間／6時間～7時間45分(任用形態、勤務先によって異なります)
- 雇用期間／臨時職員は6か月以内(年度内で更新の場合あり)、嘱託職員は1年以内
- 時給／臨時事務職員802円、嘱託事務職員900円、臨時・嘱託保育士1,000円
管理栄養士1,200円、保健師1,300円

※時期により変更の可能性があります。上記は平成26年度の単価です。

- 選考方法／書類選考、ワード及びエクセルの試験、面接

■申込み

- ▶履歴書に勤務可能な曜日や時間帯、希望する職や勤務地など必要事項を記入し、顔写真を貼付の上、総務課職員文書担当まで郵送又は持参してください。
- ▶保育士などの専門職は資格証明書の写しを添付してください。
- ▶登録は27年度内に限り有効です。

※なお、書類は登録期間終了後、廃棄処分させていただきますのであらかじめご了承ください。

- 採用実績／一般事務職、保育士、保健師、管理栄養士を年間を通して登録受付しています。

住民ほけん課のお知らせ

問合せ／国保年金担当 ☎ 991-1870
春日部年金事務所 ☎ 048-737-7112(音声②)

新成人の皆さんへ

ご存知ですか？国民年金

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳から60歳未満のすべての人が加入し、自ら国民年金保険料を納める制度です。老後や万が一障がい者になった時などにも支給が受けられるよう、社会全体で支えあうことで成り立っています。



■公的年金は、下記のタイプに分かれます

- ▶学生、フリーター、自営業者、農業者などで20歳になった人は国民年金の加入が必要です。
- ▶サラリーマン、公務員などは、厚生(共済)年金として給与から保険料は天引きされます。
- ▶サラリーマン、公務員などに扶養されている配偶者は保険料の負担はありませんが、配偶者の勤務先に届出が必要になります。

■公的年金の給付は、老齢・障害・遺族の3種類があります

■保険料を納めるのが大変なときは？

▶学生納付特例制度

学生の方は、一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下[※]の場合は保険料の納付が猶予される制度です。年度内に手続きをお願いします。

対象となる学生／学校基本法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する学生

▶若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下[※]の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

※所得金額については、お問い合わせください。